

令和8年度文化芸術まるっと沼津ワークショップ開催業務委託 公募仕様書

1. 業務名

令和8年度文化芸術まるっと沼津ワークショップ開催業務委託

2. 本業務の目的

本業務は、市民が身近な地域で気軽に文化芸術に親しむ機会とし、多様な市民が交流できる体験型または参加型のワークショップを通して、市民が様々な文化芸術に触れ、興味を持つきっかけや地域の活性化となることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務概要

業務の対象範囲は、文化芸術基本法（平成13年12月7日号外法律第148号）第8条から第12条及び第14条に規定する文化芸術事業及び活動とし、（1）～（3）の内容を加味した事業とする。

分野	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等
生活文化	茶道、華道、書道、食文化等
民俗芸能	地域の人々によって行われる民俗的な芸能等

（1）文化芸術の体験型または参加型のワークショップを主としたイベントを3回以上企画・運営すること。なお、ワークショップについては、実費程度の費用を徴収することを可とする。

（2）子供から高齢者、障がいのある方、外国籍の方など多様な市民が交流できる事業とすること

（3）地域に根差した特色ある事業及び地域における文化芸術の魅力創出に資すること

5. 実施場所

市内の公共施設や商業施設等を受託者が提案すること。その際に有償の施設を使用する場合の会場及び備品使用料は、受託者負担とする。ただし、沼津市民文化センターを利用する場合はこの限りではないが、日時については、委託者と協議のうえ、決定するものとする。

6. 業務内容

（1）実施業務

①業務にかかる企画立案、制作に関すること

②事業周知に必要なチラシ等の制作、印刷及び参加者の募集、受付に関する
こと

③集客に関すること

④アンケートの実施に関すること

(2) 管理運営業務

①業務の進行管理に関すること

②業務の記録に関すること

③著作権使用に関すること

④委託者との連絡調整に関すること

7. 実施体制

(1) 受託者の体制

受託者は、本業務の実施にあたり、業務を統括する責任者として統括責任者を設置し、委託者との連絡調整窓口になること。委託者から報告を求められた場合や是正などの対応を求められた場合など、委託者からの申し入れ事項があった場合は速やかに対応すること。また、業務分担ごと責任者を置くなどして、円滑な業務運営に努めること。

(2) 統括責任者

統括責任者は、本業務受託後、本業務に係る全体計画や運営体制を定め、進行管理や業務従事者の統括、関係機関との連絡調整など本業務全体を適切に統括すること。

8. 業務計画

契約締結後、委託者へ提出すること。

9. 成果品

業務完了後、速やかに①～⑤について、書面及びデータで提出すること

①委託業務完了届（市指定様式）

②開催報告書（任意様式）

③アンケート結果

④業務に関して作成した広報物や配布物等

⑤その他、委託者が必要と認めたもの

なお、本業務により得られたデータ及び成果品は、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

10. 支払い

完了払いとし、受託者からの適正な請求を受けた日から 30 日以内に支払う。

11. その他

(1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、委託者と十分に協議を行いながら業務を進めること。

(2) 受託者は、著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないように十分留意すること。

(3) 受託者は、業務の実施にあたり、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、

業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(4) 本業務の遂行にあたり、受託者と参加者との間の苦情、トラブル等が発生した場合は、受託者が迅速かつ誠実に対応すること。対応が困難な苦情等が発生した場合は、迅速に委託者に報告し、対応を協議すること。

(5) 本業務実施によって、故意または過失により第三者に損害を与えた場合は、受託者が賠償責任を負うことになるため、受託者は、契約締結後、必要に応じて本業務に関わる損害保険等に参加すること。(イベント参加者やスタッフ等に対するケガ等に対する補償も含む)。

(6) 本業務を実施するにあたり、疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて受託者と委託者とで協議して定める。